

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2019年6月6日

【会社名】 株式会社ジャパンディスプレイ

【英訳名】 Japan Display Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 月崎 義幸

【本店の所在の場所】 東京都港区西新橋三丁目7番1号

【電話番号】 03 - 6732 - 8100(大代表)

【事務連絡者氏名】 常務執行役員 チーフ・フィナンシャル・オフィサー
菊岡 稔

【最寄りの連絡場所】 東京都港区西新橋三丁目7番1号

【電話番号】 03 - 6732 - 8100(大代表)

【事務連絡者氏名】 常務執行役員 チーフ・フィナンシャル・オフィサー
菊岡 稔

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 株式及び新株予約権付社債

【届出の対象とした募集金額】 (株式)
その他の者に対する割当 42,000,000,000円
(第2回無担保転換社債型新株予約権付社債)
その他の者に対する割当 18,000,000,000円
(第3回無担保転換社債型新株予約権付社債)
その他の者に対する割当 20,000,000,000円

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

当社は、2019年4月12日に提出した有価証券届出書並びに2019年4月18日、2019年4月26日、2019年5月13日、2019年5月15日及び2019年5月30日に提出した有価証券届出書の訂正届出書について、記載事項の一部に誤りがございましたので、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 証券情報

募集又は売出しに関する特別記載事項

第3 第三者割当の場合の特記事項

1 割当予定先の状況

c. 割当予定先の選定理由

(4) 本第三者割当が当社及び当社の株主の皆様にとって最善の策であるとの判断に至った理由

3 【訂正箇所】

訂正箇所は_____ 罫で示してあります。

第一部 【証券情報】

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

(訂正前)

< 前略 >

当社は、上記MOUに基づき、2019年4月18日、INCJとの間で、ブリッジ・ローン契約としての金銭消費貸借契約を締結しました。当該金銭消費貸借契約については、上記「第1 募集要項 7 新規発行による手取金の使途 (2) 手取金の使途」をご参照ください。

当社は、2019年5月30日に、INCJとの間で、同社の当社に対する支援に関する合意書(以下「本合意書」といいます。)を締結いたしました。当社は、本合意書において、INCJとの間で、本新株式第三者割当及び本第2回新株予約権付社債第三者割当と同時に、上記金銭消費貸借契約に基づく借入(元本総額200億円)の全部及びINCJからの劣後特約付貸付(元本総額300億円)の一部である246億9,504万円の計446億9,504万円の代物弁済として、当社保有の株式会社JOLEDの株式の全てをINCJに対して譲渡することについて合意いたしました。当該代物弁済の最終的な内容に関しては、現在、当社とINCJの間で協議中であり、最終確定後に改めて公表し、必要な手続を実施する予定です。また、当社は、MOUで規定していた内容のうち、新規貸付の総額を770億円から500億円に、本優先株式の総額を750億円から1,020億円にそれぞれ変更すること、及び本優先株式には金銭を対価とする取得請求権を付さないことについて合意いたしました。なお、当社は、これらの支援を受けることに伴い、当社の社内カンパニーであるモバイルカンパニーを新設分割その他の方法により、2019年9月末までに子会社化することについて検討を行うことといたしました。

(訂正後)

< 前略 >

当社は、上記MOUに基づき、2019年4月18日、INCJとの間で、ブリッジ・ローン契約としての金銭消費貸借契約を締結しました。当該金銭消費貸借契約については、上記「第1 募集要項 7 新規発行による手取金の使途 (2) 手取金の使途」をご参照ください。

当社は、2019年5月30日に、INCJとの間で、同社の当社に対する支援に関する合意書(以下「本合意書」といいます。)を締結いたしました。当社は、本合意書において、INCJとの間で、本新株式第三者割当及び本第2回新株予約権付社債第三者割当と同時に、上記金銭消費貸借契約に基づく借入(元本総額200億円)の全部及びINCJからの劣後特約付貸付(元本総額300億円)の一部である246億9,504万円の計446億9,504万円の代物弁済として、当社保有の株式会社JOLEDの株式の全てをINCJに対して譲渡することについて合意いたしました。当該代物弁済の最終的な内容に関しては、現在、当社とINCJの間で協議中であり、最終確定後に改めて公表し、必要な手続を実施する予定です。また、当社は、MOUで規定していた内容のうち、新規貸付の総額を770億円から500億円に、本優先株式の総額を750億円から1,020億円にそれぞれ変更すること、及び本優先株式に付される金銭を対価とする取得請求権を行使しないことについて合意いたしました。なお、当社は、これらの支援に対し当社の社内カンパニーであるモバイルカンパニーを新設分割その他の方法により、2019年9月末までに子会社化することについて検討を行うことといたしました。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

c. 割当予定先の選定理由

- (4) 本第三者割当が当社及び当社の株主の皆様にとって最善の策であるとの判断に至った理由
(訂正前)

<前略>

当社は、上記MOUに基づき、2019年4月18日、INCJとの間で、ブリッジ・ローン契約としての金銭消費貸借契約を締結しました。当該金銭消費貸借契約については、上記「第1 募集要項 7 新規発行による手取金の使途 (2) 手取金の使途」をご参照ください。

当社は、2019年5月30日に、INCJとの間で、同社の当社に対する支援に関する合意書(以下「本合意書」といいます。)を締結いたしました。当社は、本合意書において、INCJとの間で、本新株式第三者割当及び本第2回新株予約権付社債第三者割当に係る払込みと同時に、当社保有の株式会社JOLEDの全ての株式をINCJに対して譲渡することをもって、上記金銭消費貸借契約に基づく借入(元本総額200億円)の全部及びINCJからの劣後特約付貸付(元本総額300億円)の一部である246億9,504万円の計446億9,504万円の弁済に充てることについて合意いたしました。当該代物弁済の最終的な内容に関しては、現在、当社とINCJの間で協議中であり、最終確定後に改めて公表し、必要な手続を実施する予定です。また、当社は、MOUで規定していた内容のうち、新規貸付の総額を770億円から500億円に、本優先株式の総額を750億円から1,020億円にそれぞれ変更すること、及び本優先株式には金銭を対価とする取得請求権を付さないことについて合意いたしました。なお、当社は、これらの支援を受けることに伴い、当社の社内カンパニーであるモバイルカンパニーを新設分割その他の方法により子会社化することについて検討を行うことといたしました。

上記のMOUでの規定事項には法的拘束力はなく、リファイナンスの最終的な内容に関しては、現在、当社とINCJの間で協議中であり、各出資予定者による割当予定先に対する出資の実行に必要とされる内部の機関決定に合わせて最終的な合意に至る予定です。なお、INCJからはリファイナンスの実行に関して変更がない旨の意向を表明いただいております。最終的な合意に至り次第、改めて公表及び金融商品取引法に基づく書類の提出を実施する予定です。当社がINCJに割り当てる予定の本優先株式の内容は下表のとおりを予定しています。

発行価額の総額	102,000,000,000円
剰余金の配当	当社普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)と同順位にて行う。
残余財産の分配	当社が残余財産を分配するときは、本優先株式を有する株主(以下「本優先株主」という。)は、普通株主に先立ち、本優先株式の払込金額相当額の支払いを受ける権利を有する。本優先株主に対し上記の分配を行ってなお残余財産が残存する場合には、普通株主と本優先株主に比例配分するものとする。
議決権	本優先株主は、株主総会において議決権を有しない。
金銭を対価とする取得条項	当社は、いつでも、本優先株式の払込金額相当額の金銭を対価として本優先株式の全部を取得することができる。
普通株式を対価とする取得請求権	本優先株主は、本優先株式の発行後1年を経過した日以降、当社の毎四半期決算短信の公表後2週間以内に、当社に対し、普通株式を対価として本優先株式を取得するよう請求することができる。転換価額は、取得日の直前営業日終値とするが、1株当たり225円を下回らないものとする。
譲渡制限	INCJは、割当予定先の事前の書面による同意なく、本優先株式又は転換された当社普通株式を、譲渡禁止譲受人、又は当該株式取得後に完全希薄化ベースで当社の議決権の20%を超える株式を保有する第三者に対して譲渡若しくは譲渡の申込みをしてはならない。なお、割当予定先は合理的な理由なく、当該同意を拒むことができない。 「譲渡禁止譲受人」とは、()当社若しくはTPKの競合他社であると合理的に認められる会社若しくは団体、又は()直接若しくは間接的に上記()に規定された会社若しくは団体を支配し、支配され若しくは共同支配されている者をいう。
保有制限	INCJは、割当予定先の事前の書面による同意なく、本優先株式を含め、当社の議決権の25%を超える株式を保有してはならない。なお、割当予定先は合理的な理由なく、当該同意を拒むことができない。

(注) 上記はMOU及び本合意書において規定された内容であり、今後変更される可能性があります。

<後略>

(訂正後)

<前略>

当社は、上記MOUに基づき、2019年4月18日、INCJとの間で、ブリッジ・ローン契約としての金銭消費貸借契約を締結しました。当該金銭消費貸借契約については、上記「第1 募集要項 7 新規発行による手取金の使途 (2) 手取金の使途」をご参照ください。

当社は、2019年5月30日に、INCJとの間で、同社の当社に対する支援に関する合意書(以下「本合意書」といいます。)を締結いたしました。当社は、本合意書において、INCJとの間で、本新株第三者割当及び本第2回新株予約権付社債第三者割当に係る払込みと同時に、当社保有の株式会社JOLEDの全ての株式をINCJに対して譲渡することをもって、上記金銭消費貸借契約に基づく借入(元本総額200億円)の全部及びINCJからの劣後特約付貸付(元本総額300億円)の一部である246億9,504万円の計446億9,504万円の弁済に充てることについて合意いたしました。当該代物弁済の最終的な内容に関しては、現在、当社とINCJの間で協議中であり、最終確定後に改めて公表し、必要な手続を実施する予定です。また、当社は、MOUで規定していた内容のうち、新規貸付の総額を770億円から500億円に、本優先株式の総額を750億円から1,020億円にそれぞれ変更すること、及び本優先株式に付される金銭を対価とする取得請求権を行使しないことについて合意いたしました。なお、当社は、これらの支援に対し当社の社内カンパニーであるモバイルカンパニーを新設分割その他の方法により子会社化することについて検討を行うことといたしました。

上記のMOUでの規定事項には法的拘束力はなく、リファイナンスの最終的な内容に関しては、現在、当社とINCJの間で協議中であり、各出資予定者による割当予定先に対する出資の実行に必要とされる内部の機関決定に合わせて最終的な合意に至る予定です。なお、INCJからはリファイナンスの実行に関して変更がない旨の意向を表明いただいております。最終的な合意に至り次第、改めて公表及び金融商品取引法に基づく書類の提出を実施する予定です。当社がINCJに割り当てる予定の本優先株式の内容は下表のとおりを予定しています。

発行価額の総額	102,000,000,000円
剰余金の配当	当社普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)と同順位にて行う。
残余財産の分配	当社が残余財産を分配するときは、本優先株式を有する株主(以下「本優先株主」という。)は、普通株主に先立ち、本優先株式の払込金額相当額の支払いを受ける権利を有する。本優先株主に対し上記の分配を行ってなお残余財産が残存する場合には、普通株主と本優先株主に比例配分するものとする。
議決権	本優先株主は、株主総会において議決権を有しない。
金銭を対価とする取得請求権	本優先株主は、本優先株式の発行後3年を経過した日以降、当社に対し、本優先株式の払込金額相当額の金銭を対価として本優先株式を取得するよう請求することができる。
金銭を対価とする取得条項	当社は、いつでも、本優先株式の払込金額相当額の金銭を対価として本優先株式の全部を取得することができる。
普通株式を対価とする取得請求権	本優先株主は、本優先株式の発行後1年を経過した日以降、当社の毎四半期決算短信の公表後2週間以内に、当社に対し、普通株式を対価として本優先株式を取得するよう請求することができる。転換価額は、取得日の直前営業日終値とするが、1株当たり225円を下回らないものとする。
譲渡制限	INCJは、割当予定先の事前の書面による同意なく、本優先株式又は転換された当社普通株式を、譲渡禁止譲受人、又は当該株式取得後に完全希薄化ペースで当社の議決権の20%を超える株式を保有する第三者に対して譲渡若しくは譲渡の申込みをしてはならない。なお、割当予定先は合理的な理由なく、当該同意を拒むことができない。 「譲渡禁止譲受人」とは、()当社若しくはTPKの競合他社であると合理的に認められる会社若しくは団体、又は()直接若しくは間接的に上記()に規定された会社若しくは団体を支配し、支配され若しくは共同支配されている者をいう。
保有制限	INCJは、割当予定先の事前の書面による同意なく、本優先株式を含め、当社の議決権の25%を超える株式を保有してはならない。なお、割当予定先は合理的な理由なく、当該同意を拒むことができない。

(注) 上記はMOU及び本合意書において規定された内容であり、今後変更される可能性があります。

<後略>